

インターネット上の海賊版サイトへの
アクセス抑止方策に関する検討会

現状とりまとめ（案）

令和 4 年 9—7 月

事務局

目次

1. インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況	1
(1) 政府における海賊版対策の取組状況	1
(2) 海賊版サイトの被害状況	4
(3) 民間団体における取組	9
2. 海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題	10
2-1. 政策メニューの進捗状況の把握	10
(1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動	10
(2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進	11
(3) 発信者情報開示に関する取組	16
(4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進	16
2-2. 政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等	18
(1) 広告に関する現状、課題等	18
(2) CDN サービスに関する現状、課題等	21
(3) 検索サービスに関する現状、課題等	26
(4) その他の論点	30
3. 今後の取組の方向性	323231
3-1. 政策メニューに関する今後の取組の方向性	323231
(1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動	323231
(2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進	333332
(3) 発信者情報開示に関する取組	333332
(4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進	333332
3-2. 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性	343433
(1) 広告に関する今後の取組の方向性	353534
(2) CDN サービスに関する今後の取組の方向性	353534
(3) 検索サービスに関する今後の取組の方向性	363635
(4) その他の論点に関する今後の取組の方向性	373736

1. インターネット上の海賊版サイトをめぐる状況

近年、スマートフォンの普及が進むとともに、多様なコンテンツアプリケーションの登場に伴ってインターネット上のデータ流通量が増加の一途をたどる中で、ネットワークインフラの大容量化・高速化やコンテンツ処理技術・配信技術等の高度化等により、多くのコンテンツやデータがインターネット上で円滑に流通する環境が実現している。他方で、最近では、悪質かつ大規模な海賊版サイト（マンガやアニメなどのコンテンツが権利者の承諾なく違法にアップロードされているサイトをいう。以下同じ。）の登場が、権利者の利益を著しく損なうなどの点で、引き続き大きな社会問題となっている。

そこで、今般、[インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会](#)（以下「[本検討会](#)」という。）[本検討会](#)では、後述する政府・民間における海賊版サイト対策の進展や海賊版サイトへのアクセス数の伸長を踏まえ、インターネット上の海賊版サイトの現状並びにその対策の取組の現状及び課題を整理するとともに、今後のさらなる海賊版サイト対策の取組の方向性について検討することとした。

（1）政府における海賊版対策の取組状況

インターネット上の海賊版サイト対策に関しては、総務省において、2019年（平成31年）4月より、[インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会](#)（以下「[本検討会](#)」という。）[本検討会](#)を開催し、同年8月、ユーザの通信の秘密の保護やインターネットの自由な利用の確保等にも配慮しつつ、海賊版サイトへのアクセス抑止に資する方策の導入の実施の前提となる法的整理、導入・実施に当たっての技術的可能性等についてとりまとめた「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 報告書」（以下「[前回報告書](#)」という。）を公表¹した。また、2020年（令和2年）12月、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策の一環として、総務省として関係省庁・関係団体及び事業者と連携しつつ実施する取組をとりまとめた「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」（以下「[政策メニュー](#)」という。）を公表²し、それに沿って取組が

1 「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会 報告書」の公表（令和元年8月8日 総務省報道発表）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000067.html

2 インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニューの公表（令和2年12月25日 総務省報道発表）

継続的に行われている。

また、政府においては、2019年（令和元年）10月、「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」等の議論を踏まえ、海賊版による被害を効果的に防ぎ、著作権者等の正当な利益を確保するため、「インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー及び工程表」（以下「総合的対策メニュー」という。）をとりまとめた。その後、2021年（令和3年）4月、リーチサイト対策や侵害コンテンツのダウンロード違法化を含む改正著作権法の成立・施行³など各取組の進捗を踏まえ、総合的対策メニューの更新版を公表した。

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000108.html

- 3 2020年（令和2年）6月に「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律」が成立・公布された。本法律による改正事項のうち、リーチサイト対策等については2020年（令和2年）10月1日から、侵害コンテンツのダウンロード違法化等については2021年（令和3年）1月1日から施行された。本改正におけるリーチサイト対策では、権利者に与える影響が特に大きいと考えられる一定の悪質な行為類型として、リーチサイトやリーチアプリといった悪質な場・手段を切り出し、①そこでの侵害コンテンツへのリンク提供等を一定の条件下で侵害とみなすとともに、②リーチサイトの運営行為・リーチアプリの提供行為について、独立して刑事罰を科すことができるように措置することとされた。なお、本改正においては、ダウンロード型の侵害コンテンツへのリンク提供だけでなく、ストリーミング・オンラインリーディング型の侵害コンテンツへのリンク提供等についても含まれる。（参考：文化庁「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律（令和2年著作権法改正）について（解説）」）

インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー

1. ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動
 - ①「e-ネットキャラバン」の講座内容に2021年1月に施行される著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容をアップデート【実施済、継続的に実施】
 - ②著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2021年版）」を作成・公表し、全国の総合通信局等や教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知【実施済、継続的に実施】
 - ③出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する動画を作成・公表。携帯事業者の全国の販売店の店頭や青少年への普及啓発の現場等において広範な周知・啓発を実施【実施済、継続的に実施】
2. セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進
 - ①セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意向調査を実施【実施済、継続的に実施】
 - ②セキュリティ事業者等との実務者検討会を開催。上記調査結果等も踏まえ、セキュリティ事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけ【継続的に実施】
3. 発信者情報開示に関する取組
 - ①海賊版コンテンツをアップロードする匿名の発信者の特定に資するため、開示対象となるログイン時情報の明確化、新たな裁判手続の創設といった内容を含む、発信者情報開示制度に係る法改正を実施【2021年4月成立】
4. 海賊版対策に向けた国際連携の推進
 - ①海賊版サイトのドメイン名に関し、ドメイン名の管理・登録を行う事業者による事後的対応の強化について、国際的な場（ICANN等）において議論を推進【ICANN会合において継続的に実施】
 - ②国外の海賊版サイトのサーバ設置国の通信所管省庁等に対して、著作権を侵害する違法コンテンツの削除や発信者情報開示制度に関する意見交換及び対応強化に関する働きかけを実施【今年開催される二国間政策対話等に向けて準備】

インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（更新版）



(2) 海賊版サイトの被害状況

インターネット上の海賊版サイトの最新状況について、本検討会第5回会合、第6回会合及び第8回会合において、一般社団法人ABJ（以下「ABJ」という。）から、また、第5回会合において公益財団法人日本漫画家協会（以下「日本漫画家協会」という。）からヒアリングを行った。

① 海賊版サイトへのアクセス数の動向

ABJの調査によると、2021年（令和3年）10月のアクセス数上位10サイトの月間合計アクセス数が4億アクセスを超え、特に、同月のアクセス数上位10サイトのうちの上位3サイト（以下「トップ3サイト」という。）のアクセスがその大半を占めており、特定の海賊版サイトへのアクセスが集中している傾向にあった。

同年11月にトップ3サイトのうち、最もアクセス数の多かった海賊版サイトである「漫画BANK」が出版権利者等の取組により閉鎖されたことなどの影響により、いったんは月間のアクセス数が減少したが、~~2021~~2021~~同~~同~~年~~年~~（令和3年）~~12月以降、アクセス数上位10サイトの月間合計アクセスが再び増加傾向となり、月間合計アクセス数が3.9億アクセスとなっていた。また、その中でも、トップ3サイトのうち、「漫画BANK」を除く残り2サイトで合計約3.0億アクセスとなっており、特定の海賊版サイトへのアクセスが集中している傾向も継続していた。

2022年（令和4年）2月頃、政府とも連携した出版社対策チームの活動などがあいまって、上記2サイトが閉鎖されたことなどにより、同年4月のアクセス数上位10サイトの月間合計アクセス数が約1.8億アクセスとなり、最盛期（2021年（令和3年）10月）と比べて半減し、アクセス数は減少傾向にあるといえる。

ただし、トップ3サイトが閉鎖後も、類似のドメインを取得した後継サイトや模倣サイトが多数立ち上げられており、また、一部の海賊版サイトのアクセス数が前月と比べて著しく増加するなど、それら海賊版サイトへのアクセスの動向については予断を許さない状況となっており、引き続きこうした海賊版サイトへの対策を講じる必要がある。

② 海賊版サイトによる被害の動向

紙と電子を合わせた2021年（令和3年）のコミック市場の販売金額は

6,759 億円⁴となっているところ、ABJ の試算によれば、2021 年（令和 3 年）の年間でアクセス数上位 10 サイトのうち試算可能なサイトで「タダ読みされた金額」⁵が約 1 兆 19 億円⁶であり、コミック市場において、「タダ読みされた金額」は決して無視できない金額となっている。

また、日本漫画家協会から、現在主流のストリーミング型の海賊版サイトはアップロードされた画像に海賊版サイト運営者自身の著作権を主張するような透かしが載せられているほか、電子版のコピーのため画質が良く、雑誌の発売当日にアップロードされるといった傾向がある点紹介があり、また、電子版のみでしか出版されない新人作家に特に深刻なダメージを与えるとの指摘があった⁷。

③ 海賊版サイトの運営主体に関する動向

海賊版サイトの運営主体については、ABJ の調査によると、2021 年（令和 3 年）12 月のアクセス数上位 10 サイトのうち、運営者がベトナムに拠点を置くと推測される海賊版サイト（以下「ベトナム系海賊版サイト」という。）のアクセス数の合計が約 3.1 億アクセスとなっており、特定の国において運営される海賊版サイトの影響が大きいことがわかる。なお、トップ 3 サイト閉鎖後の 2022 年（令和 4 年）4 月のアクセス数上位 10 サイトのうちベトナム系海賊版サイトのアクセス数の合計が約 5 千万アクセスとなっており、一定程度大きい影響を持つ。

④ 海賊版サイトの形態・態様

海賊版サイトの様態については、ABJ の調査によると、2022 年（令和 4 年）4 月のアクセス数上位 10 サイトのうち 7 つがオンラインリーディング型となっており、以前の状況⁸に比べ、海賊版サイトの主流がダウンロード型（リーチサイト型を含む）からオンラインリーディング型に移行して

4 出典：公益社団法人全国出版協会・出版科学研究所

5 ABJ によれば、「ただ読みされた金額」とは、推計されたアクセス数と単行本販売価格などから推計された数値である。

6 2020 年（令和 2 年）の年間でアクセス数上位 10 サイトのうち試算可能なサイトでタダ読みされた金額は約 2,100 億円。

7 本検討会第 5 回 資料 2 「漫画家から見た最近の海賊版サイトと新たな怒りポイント」[（日本漫画家協会）](#)

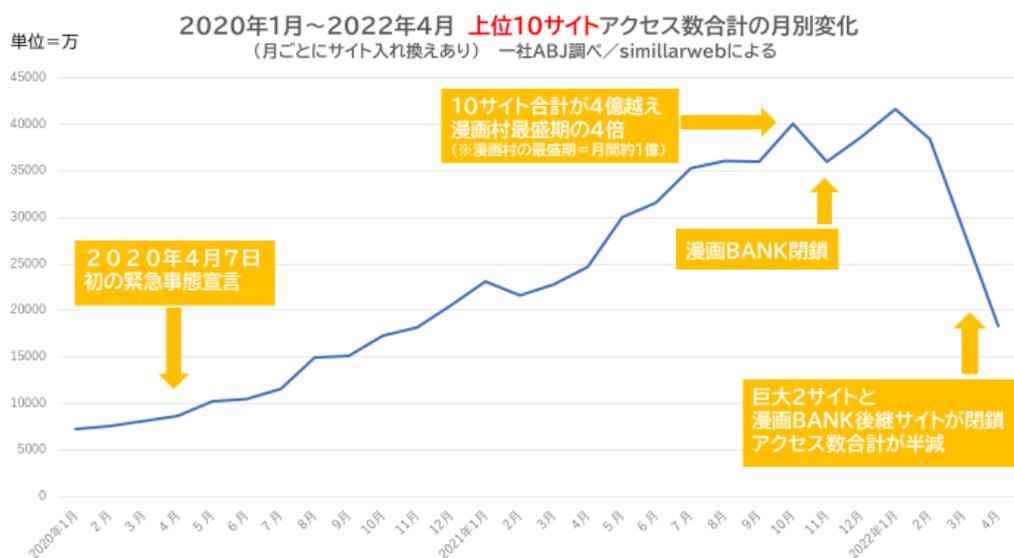
8 前回報告書においては「出版広報センターの調査によると、2019 年（平成 31 年）4 月時点で把握しているアクセス数が多い 10 サイトのうち、6 つがリーチサイト型となっており、現在の主流はリーチサイト型であるといえる」という状況であった。

いると考えられる。しかし、ダウンロード型についても依然、アクセス数が多い海賊版サイトが存在することには留意が必要である。

この点、日本漫画家協会から、ある海賊版のリーチサイトでは最新の単行本のアップロードが確認されないなど、著作権法改正によるリーチサイト対策や出版社による取組の効果が出ている一方、あるストリーミング型の海賊版サイトでは、雑誌掲載の最新話まで閲覧可能となっているとの指摘があったことから、ストリーミング型が主流となっていることがうかがえる。

上記のほか、大手海賊版サイトの特徴について、本人確認の必要がないCDN（Content Delivery Network）や通信サービスを利用していること、「防弾ホスティング」と呼称されるサービスを通じてオリジンサーバを秘匿すること、VPN 接続や Tor の利用により IP アドレスから発信者が特定されないようにしていること、著作権侵害通知に応じないCDN やサーバ会社を利用し、契約解除やキャッシュ削除などによるサイト閉鎖等を回避していることが挙げられるとの指摘や、海賊版サイトは本人確認が必要のないサービスを好んで使うため、虚偽の氏名や住所しか出てこないという可能性もあることについて指摘があった⁹。

上位 10 サイトアクセス数合計の月別変化



(第 8 回会合資料 資料 3 より引用)

9 本検討会第 6 回 資料 2 「海賊版サイト対策の困難さやその実務手続」

2021年（令和3年）10月 上位10サイト月間アクセス数

出版物海賊版サイト、日本国内からのアクセス 2021年10月 上位10サイト月間アクセス数
(ABJ調べ/similarwebによる)

順位	サイト名 構成員限り	URL	2021年7月 (単位=万)	8月 (単位=万)	9月 (単位=万)	10月 (単位=万)	9月→10月	態様
1			12430	12830	13200	15560	118%	オンライン/ベトナム系
2			7077	7892	7618	9116	120%	オンライン/ベトナム系
3			7708	8076	8108	7924	-2%	オンライン
4			2102	2304	2099	2238	107%	ダウンロード/リーチサイト
5			2064	2087	2029	2086	103%	ダウンロード/トレント
6			1698	1695	1621	1575	-3%	ダウンロード/リーチサイト
7			21	77	440	424	-4%	オンライン/ベトナム系
8			1218	324	257	342	133%	オンライン/ベトナム系
9			333	292	304	293	-4%	ダウンロード/リーチサイト
10			258	273	287	275	-4%	ダウンロード/リーチサイト
	合計		34909	35850	35963	39833	111%	増加
	ベトナム系合計		20746	21123	21515	25442	118%	ベトナム系合計 著しく増加

※ベトナム系=運営者が同国に拠点を置くと推測されるサイト

(第5回会合資料 資料2より引用)

2021年（令和3年）12月 上位10サイト月間アクセス数

海賊版サイト、日本国内からのアクセス 2021年12月 上位10サイト月間アクセス数 (一社ABJ調べ/similarwebによる)

順位	サイト名 構成員限り	URL	9月 (単位=万)	10月 (単位=万)	11月 (単位=万)	12月 (単位=万)	11月→12月	態様
1			13200	15560	17810	18350	103%	オンライン/ベトナム系
2			7618	9116	10750	11630	108%	オンライン/ベトナム系
3			2099	2238	2228	2319	104%	ダウンロード/リーチサイト
4			2029	2086	1992	2118	106%	ダウンロード/トレント
5			1621	1575	1523	1607	106%	ダウンロード/リーチサイト
6						807		オンライン
7			533	532	519	587	113%	ダウンロード/リーチサイト
8			253	243	244	434	178%	オンライン/ベトナム系
9			440	424	330	401	122%	オンライン/ベトナム系?
10			53	73	254	398	157%	オンライン
	合計		35954	39771	35650	38651	108%	漫画BANK閉鎖後、 他サイトが伸長
	ベトナム系合計		21258	25100	28890	30815	115%	ベトナム系合計 増加続く

(第6回会合資料 資料1より引用)

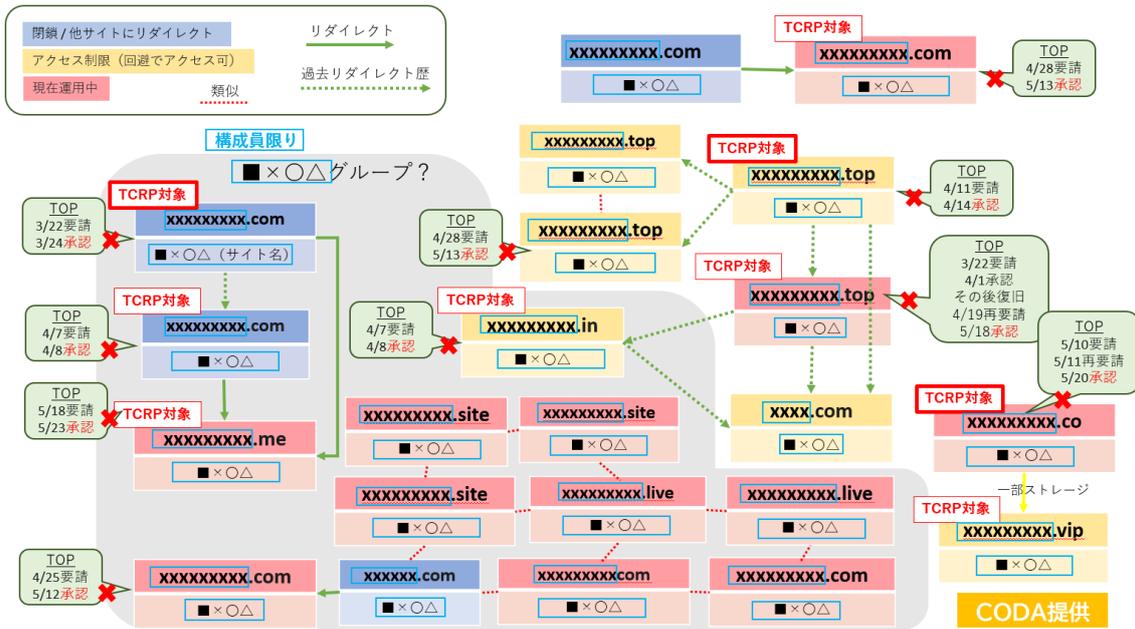
2022年（令和4年）4月 上位10サイト月間アクセス数

海賊版サイト、日本国内からのアクセス 2022年4月 上位10サイト月間アクセス数（一社ABJ調べ/similarwebによる）

順位	サイト名	URL	2022年3月 (単位=万)	2022年4月 (単位=万)	3月→4月 の増減率	態様
1			2743	3906	142.4%	ダウンロード/リーチサイト
2			259	3837	1481.5%	オンライン
3			計測不能	2824		-オンライン/ベトナム系
4			1991	2033	102.1%	ダウンロード/トレント
5			1762	1715	97.3%	ダウンロード/リーチサイト
6			4426	1277	28.9%	オンライン/ベトナム系
7			計測不能	1039		-オンライン
8			661	685	103.6%	オンライン/ベトナム系
9			128	637	497.7%	オンライン
10			1088	396	36.4%	オンライン/ベトナム系
上位10サイト 合計			13058	18349	140.5%	
ベトナム系 合計			6175	5182	83.9%	

（第8回会合資料 資料3より引用）

上位3サイトの後継サイト等の遷移状況



（第8回会合資料 資料3より引用）

(3) 民間団体における取組

民間団体における海賊版サイトへの対策状況について、本検討会第5回会合において、ABJ及び一般社団法人セーフターインターネット協会(以下「SIA」という。)からヒアリングを行った。

ABJでは、①ABJマーク¹⁰の策定・運用・普及、②啓発活動、③海賊版サイトリストの作成・利活用、④関係省庁、関係団体との連携の4本柱の活動を通じ、出版社個社では出来ない取組を実施している。特に、啓発活動として2021年(令和3年)2月16日から「STOP!海賊版キャンペーン」を実施¹¹している。

また、海賊版サイト撲滅に向け、出版・通信・IT等、コンテンツとインターネットに携わる事業者が自発的に参集・協力し、海賊版サイトへのアクセスを抑制するための連携施策を検討・実施するため、海賊版対策実務者意見交換会¹²が2018年(平成30年)12月から開催されており、SIAが事務局を務めている。同会は、ワーキンググループなどにおける活動を通じて、政府とも協力し、次章以降で述べる各種取組への提案や情報提供を継続している。当該意見交換会の成果のひとつである海賊版サイト情報共有スキームの正式運用を2020年(令和2年)11月25日より開始している。これは、ABJが認定した海賊版サイト情報を、協力事業者¹³に提供し、海賊版サイトへのアクセスを抑制する取組であり、協力事業者は各社の製品・サービスなどにこの情報を活用し、フィルタリングやセキュリティの機能を強化することで、一般ユーザによる海賊版サイトへのアクセスを抑制することを目的としている¹⁴。

10 電子書籍の正規配信サイトであることを示す商標。199事業者、816サービスに交付(2021年(令和3年)11月5日現在)

11 2021年(令和3年)3月末時点でABJのツイートへのリツイートが7,000回以上、同ツイートへの「いいね」が約1万3千回、バナー広告表示回数が約1億3千万回となるなど、ダウンロード型の抑え込みに寄与している。

12 呼びかけ人(宍戸常寿 東京大学大学院法学政治学研究科教授、福井健策 骨董通り法律事務所代表パートナー弁護士)、参加者(出版・通信・IT等の関連企業・団体)、事務局(SIA)

13 協力事業者(五十音順)(2021年(令和3年)9月現在8社):アルプスシステムインテグレーション株式会社、アロットコミュニケーションズジャパン株式会社、ソースネクスト株式会社、デジタルアーツ株式会社、トレンドマイクロ株式会社、株式会社ノートンライフロック、BBソフトサービス株式会社、マカフィー株式会社

14 海賊版サイト情報共有スキームについては、2020年(令和2年)2月から開始されたテスト運用を含め、2021年(令和3年)11月末までに398件の海賊版サイト情報を協力事業者提供した。

2. 海賊版サイト対策の取組に関する現状と課題

海賊版サイトの被害状況を踏まえ、前述のとおり、政府や権利者、関係事業者等による海賊版サイト対策の取組が進められてきたところ、今後、海賊版対策を一層促進する上では、政策メニューの取組の進捗状況の把握や効果検証に加え、政策メニューに含まれていない項目についても、政府や権利者、関係事業者等との連携による有効な対策の検討が必要である。この際、海賊版サイトによる著作権侵害について、海賊版サイト運営の目的や用いる手段、コンテンツ流通の経路などを含めた、海賊版サイトの運営に関するエコシステム全体に関する多角的な分析・検討が重要である。そのため、本検討会では、政策メニューに記載された取組の進捗状況の確認に加え、政策メニューに含まれていない取組例として、広告出稿の抑制、CDN サービスにおけるキャッシュの削除、検索結果から海賊版サイトへの流入の抑制に着目し、関係事業者や関係事業者団体に対して、それぞれの取組の現状及び課題についてヒアリングを行った。

2-1. 政策メニューの進捗状況の把握

総務省において、政策メニューに基づき、

- (1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動
- (2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進
- (3) 発信者情報開示に関する取組
- (4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

を継続的に推進しているところ、各取組の具体的な進捗状況については以下のとおり。

- (1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動

① e-ネットキャラバン

著作権侵害防止を含む、子どもたちのインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的として、児童・生徒、保護者・教職員等に対する、学校等の現場での「出前講座」として、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催している。

2021年（令和3年）1月にe-ネットキャラバンの講座内容に、同月に

施行された著作権法改正（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）の内容を加えるアップデートを実施した。

2021年度は、2,559件の講座を実施し、約40万人が受講した（2006年度開始以来の実績：26,350件、のべ約423万人）。

② インターネットトラブル事例集

子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用に資する、インターネットに係る著作権侵害等のトラブル事例とその予防法等をまとめた事例集として、2009年度より毎年更新・作成し公表している。

著作権法改正の内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2021年版）」を2021年（令和3年）3月に作成・公表¹⁵した。また、更に内容をアップデートした「インターネットトラブル事例集（2022年版）」を2022年（令和4年）3月に作成・公表¹⁶した。

全国の総合通信局等・地方公共団体等（約1,800箇所）に周知チラシを発送（2021年版、2022年版実施）するとともに、文部科学省から全国の実務委員会に事務連絡を発送（2021年版、2022年版実施）した。

③ 普及啓発動画

出版社や携帯事業者等の関係者と協力し、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて海賊版対策にも資する啓発動画「フィルタリングサービス『NEWヒーロー？』編」を作成・公表¹⁷している。総務省、関係府省庁、関係事業者・団体のホームページや全国の携帯ショップの店頭・家電量販店、青少年の啓発現場等において活用している。

2022年（令和4年）5月時点で、YouTube（総務省：約39,000回再生、4キャリア合計：約27,000回再生）、Twitter（総務省：約1,900回再生、4キャリア合計：約30,000回再生）、Facebook（4キャリア合計：約25,000回再生）、店頭放映（4キャリア合計：約8,400店舗）の実績がある。

（2）セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

① セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能に関するユーザの意

15 <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf06/documents/documents/sankou2.pdf>

16 https://www.soumu.go.jp/main_content/000707803.pdf

17 https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban08_03000342.html

向調査

2021年（令和3年）1月に施行された改正著作権法（海賊版コンテンツのダウンロード違法化）を踏まえ、2020年（令和2年）11月（第1回調査）、2021年（令和3年）11月（第2回調査）及び2022年（令和4年）3月（第3回調査）に、セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に関するユーザへのアンケート調査を実施¹⁸した。

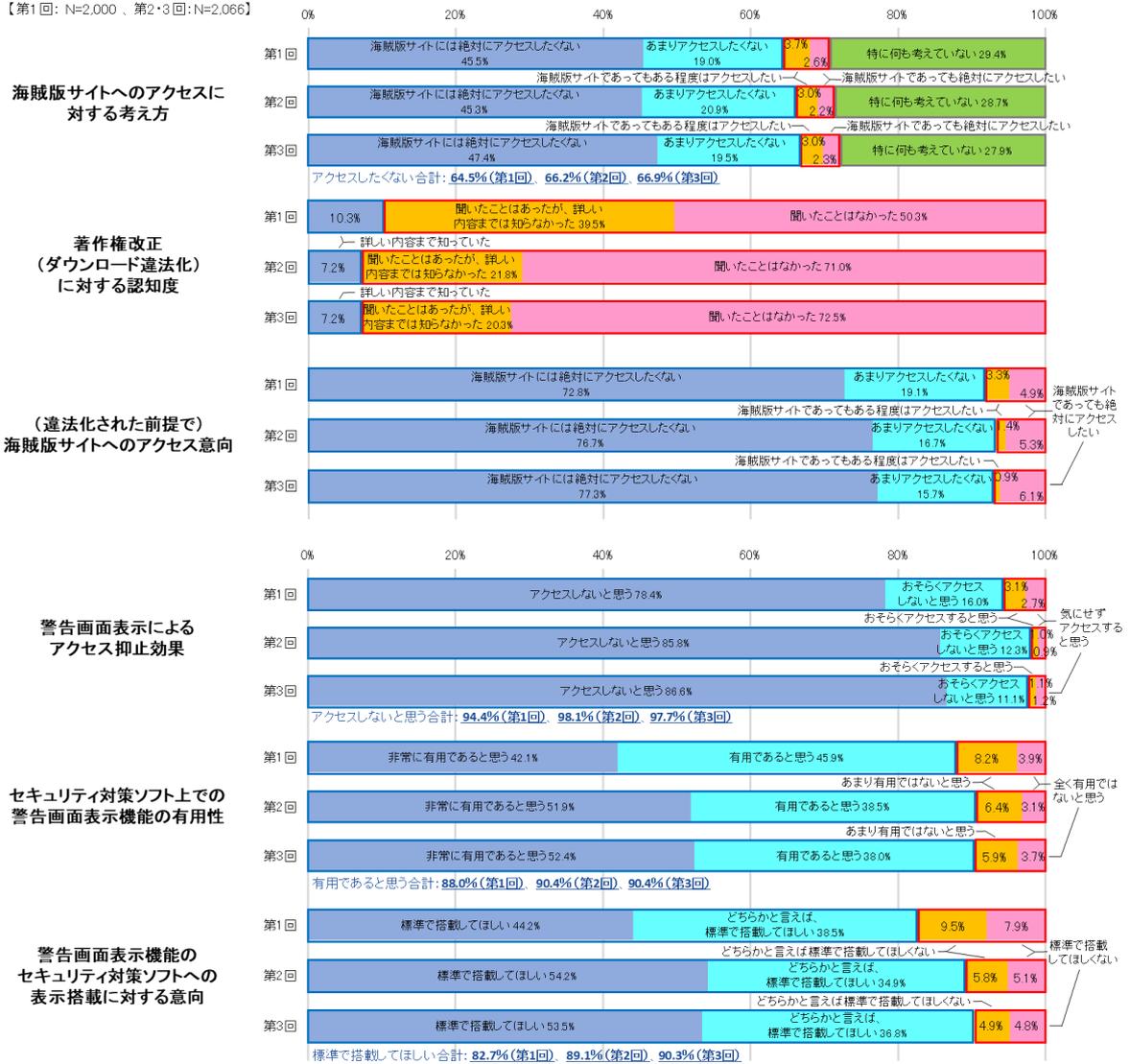
アンケート調査の結果は以下のとおり。

- ・ 著作権法改正（ダウンロード違法化）に対する認知度については、詳しい内容まで知っていたと回答した割合は、いずれの調査においても約1割程度となっており、ダウンロード違法化についての認知度は高くない。（第1回調査：10.3%、第2回調査：7.2%、第3回調査：7.2%）
- ・ ダウンロードが違法化された前提での海賊版サイトへのアクセス意向については、アクセスしたくないと回答した合計の割合は、いずれの調査においても9割を越えており、ほとんどのユーザは海賊版サイトへのアクセスをしたくないと考えている。（第1回調査：91.9%、第2回調査：93.4%、第3回調査：93.0%）
- ・ 警告画面表示によるアクセス抑止効果については、アクセスしないと回答した合計の割合は、いずれの調査においても9割を越えており、ほとんどのユーザはアクセス抑止機能が導入されれば海賊版サイトにアクセスしない。（第1回調査：94.4%、第2回調査：98.1%、第3回調査：97.7%）
- ・ セキュリティ対策ソフト上での警告画面表示の有用性については、有用であると回答した合計は、いずれの調査においても約9割程度となっており、ほとんどのユーザはアクセス抑止機能が有用であると考えている。（第1回調査：88.0%、第2回調査：90.4%、第3回調査：90.4%）
- ・ 警告画面表示機能のセキュリティ対策ソフトの標準搭載に対する意向については、標準で搭載してほしいと回答した合計は、いずれの調査においても8割を越えており、ほとんどのユーザはセキュリティ対策ソフトにアクセス抑止機能が標準されていることが望ましいと考えている。（第1回調査：82.7%、第2回調査：89.1%、第3回調査：90.3%）

¹⁸ インターネットアンケート調査（調査対象：日本国内の15歳から69歳までの男女、回答者数：2,000名（第1回）、2,066名（第2回、第3回））

セキュリティ対策ソフトにおけるアクセス抑止機能に対する ユーザへのアンケート調査結果概要

【第1回: N=2,000、第2・3回: N=2,066】



② セキュリティ対策ソフトへのアクセス抑止方策の促進

セキュリティ事業者等との実務者検討会¹⁹を2020年(令和2年)8月以

19 2022年(令和4年)3月時点で、トレンドマイクロ株式会社、マカフィー株式会社、ソースネクスト株式会社、株式会社ノートライフロック、株式会社カスペルスキー、BBソフトサービス株式会社、イーセットジャパン株式会社、キヤノンマーケティングジャパン株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、特定非営利活動法人日本ネットワークセキュリティ協会が参加。

降継続的に開催しており、セキュリティ対策ソフト事業者や携帯電話事業者が提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、全年齢に向けたアクセス抑止機能が導入されるよう働きかけを行っている。

2022年（令和4年）3月時点で、セキュリティ対策ソフト事業者5社（トレンドマイクロ株式会社、マカフィー株式会社、ソースネクスト株式会社、株式会社ノートンライフロック、BBソフトサービス株式会社）、携帯電話事業者4社（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）の提供するセキュリティ対策ソフトにおいて、ABJから提供される海賊版サイトのリスト等をもとに海賊版サイトへのアクセス抑止機能を導入²⁰している。

③ アクセス抑止方策の効果検証結果

アクセス抑止機能の効果検証結果について、本検討会第7回会合において、アクセス抑止機能を導入したトレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」という。）からヒアリングを行った。

トレンドマイクロは2021年（令和3年）6月24日より同社の提供するサービス（ウイルスバスター（Win/Mac/Android/iOS））にアクセス抑止機能を導入した。同機能において、ABJから提供されるリストにある海賊版サイトにユーザがアクセスした際、デフォルトで、「違法または検出されたコンテンツ」カテゴリにより警告画面が表示されるようになっている。

アクセス抑止機能導入前の2020年（令和2年）5月と同機能導入後の同年7月を比較したところ、「違法または禁止されたコンテンツ」カテゴリの警告数（ユニークIP数）が約5.8倍となり、その後高水準で推移している²¹。

また、海賊版サイト別、月次の警告数の推移では、アクセス上位2サイトへの警告数が高水準となっており、月間約50万から75万件の警告数となっている一方、1ユーザ当たりのアクセス回数分布²²を見ると、上位10%で約6割のアクセスをしており、最もアクセスしたユーザが705アクセス、また、中央値は1となっていることから、ほとんどのユーザは1回から数

20 BCN AWARD2022 部門別受賞企業（セキュリティソフト）によると、上記導入済みセキュリティソフト事業者5社の国内販売シェアは8割程度となっている（出典：https://www.bcnaward.jp/award/section/detail/contents_type=307）。

21 2021年（令和3年）11月の「漫画BANK」の閉鎖の影響もあり、その後は減少傾向となっている。

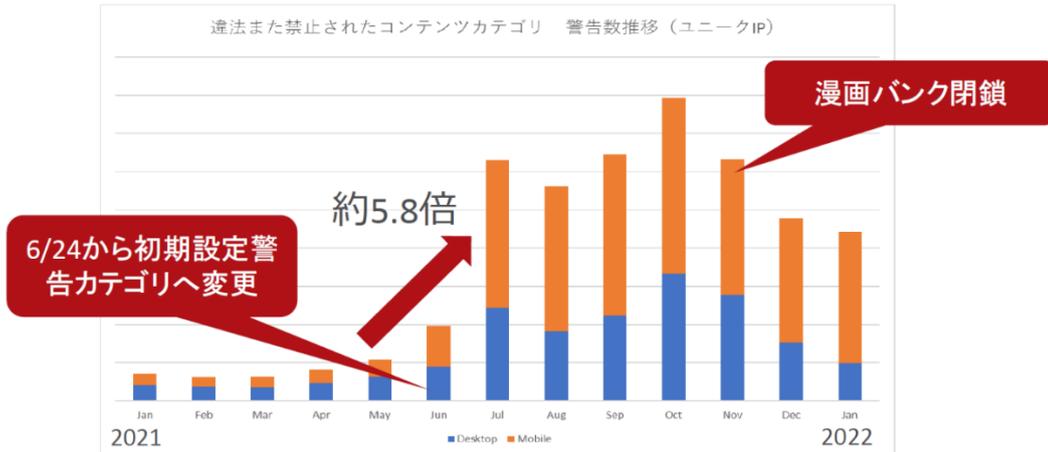
22 アクセス上位2位の海賊版サイトの2021年（令和3年）10月分のデータ。

回程度しかアクセスしていないことが分かった。

上記効果検証の結果、ライトユーザにとってアクセス抑止機能は有効であることがわかった²³。

アクセス抑止方策の効果検証

違法または禁止されたコンテンツカテゴリ 警告数推移（ユニークIP）

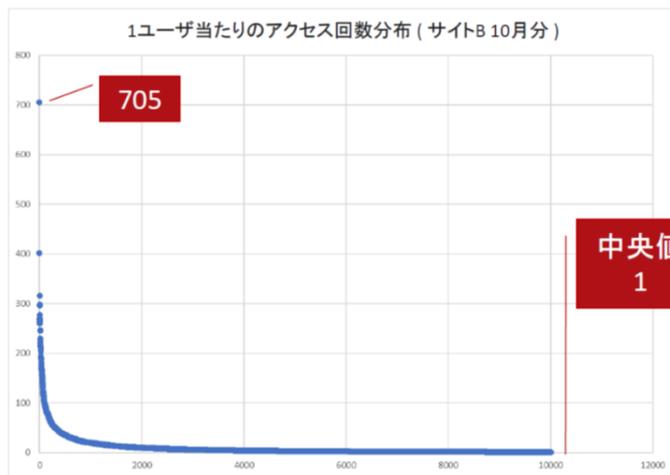


4 Copyright © 2022 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.

※「Mobile」は、KDDI版およびトレンドマイクロ版を含むiOS/Android全体の件数
※弊社およびKDDI版製品の制限により、iOS版およびKDDI版ではユニークIPアクセス数を取得できないため、Android版の平均アクセス数をもとに算出



1ユーザ当たりのアクセス回数分布



上位10%で約6割のアクセスをしており、Top1は705アクセス、中央値は1であることから、ほとんどのユーザは1~数回しかアクセスしていない

7 Copyright © 2022 Trend Micro Incorporated. All rights reserved.

※10,000位までの結果を表示。10,001位以上はアクセス数1。
※本グラフにはKDDI様から提供している製品データは含んでいません。



（第7回会合資料 資料1より引用）

23 田村構成員から、「厳しく言うと、最初からあまりどういうサイトか分からず、紛れ込んで、警告とは無関係に気がついた方もいると思うため、これ全部が警告のおかげとも言えない」との指摘があった。

(3) 発信者情報開示に関する取組

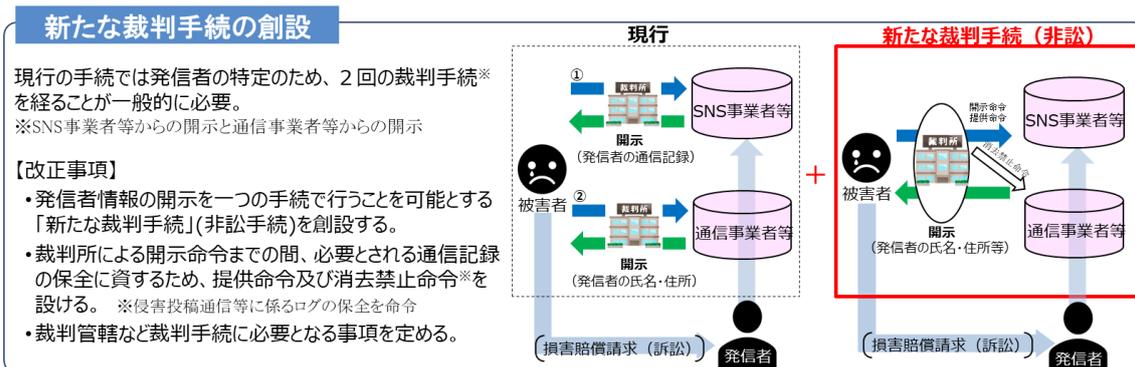
本検討会第6回会合において、海賊版対策に関わっている有識者から、日本で裁判管轄が認められる海賊版サイトにサーバを提供する外国会社に対して発信者情報開示請求を行う場合、現行の日本の制度では、氏名や住所などの契約者情報の開示を求める本訴を行う場合、国際送達に最低でも数か月かかるといった指摘があった²⁴。

これに関して、2021年（令和3年）4月、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律」が成立、公布された。

本改正法によって、インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害についてより円滑に被害者救済を図るため、発信者情報開示について新たな裁判手続（非訟手続）を創設するなどの制度的見直しが行われた。従来、海外企業に対する発信者情報開示請求は、大使館などを經由する送達手続に長い時間を要したが、新設する非訟手続では、海外企業に対してEMS等での申立書の送付などより簡易な申立てが可能となるため、海賊版サイトによる著作権侵害についても、海外企業に対する発信者情報開示の申立ての簡易化による事件の迅速な処理が期待される。

2022年（令和4年）5月27日、本改正法の施行期日を定める政令が公布され、本改正法が同年10月1日に施行されることとなった。

改正プロバイダ責任制限法の概要



(4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

24 本検討会第6回会合 資料2 「海賊版サイト対策の困難さやその実務手続」

① 国際的な場（ICANN²⁵等）における議論の推進

ICANN70～73（2021年（令和3年）3月～2022年（令和4年）3月）の各会合において、総務省から、ICANNとの契約を遵守していないレジストラ²⁶の事例や、海賊版サイトを継続的に運営する者が用いている手法として「レジストラホッピング」²⁷や「ドメインホッピング」²⁸があることを紹介し、問題提起するとともに、ドメイン名不正利用への対策として、レジストリ²⁹・レジストラに対してICANNとの契約遵守を徹底するための方策や、ICANN内の他組織と連携した対応策の検討などを提案した。

ICANN74（2022年（令和4年）6月）においては、「DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）」³⁰の考え方、不正利用されたドメイン名の移転が頻繁に行われていること、不正利用が行われているドメイン名の登録が数社のレジストラに集中していることなどを紹介し、対策として、レジストラが収集するレジストラント（ドメイン名の登録申請者）の情報の正確性の確保や、ICANNによるレジストラ監査と監査後のフォローアップの在り方について提案を行った³¹。

また、総務省は、2021年（令和3年）9月、ICANNのCEOであるGoran Marby氏と海賊版サイトが利用しているレジストラへの対応について意見交換を実施しており、こうしたICANNへの働きかけを継続することが適当である。

上記の他、2022年（令和4年）5月10日から11日にG7デジタル大臣会合が開催され、DFFTの推進等について議論するとともに、大臣宣言が採択された。大臣宣言において、DFFTに関連して「データガバナンスに対する我々の多様なアプローチを認識しつつ、我々は、機会を活用し、特にセ

25 ICANN(The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers)は、ドメイン名やIPアドレスなどのインターネットの重要資源の管理・調整を行う組織。

26 ドメイン名の登録希望者や所有者から申請や手続きを受け付け、レジストリと直接やり取りを行う事業者。

27 ドメイン名を利用した不正行為の報告をレジストラへ行う度に、ドメイン名の登録が他のレジストラへ変更される事例。

28 同一の者と思われるレジストラントが、同じレジストラから異なるドメイン名を取得し、同一のウェブサイトのドメイン名を次々と変更する事例。

29 ドメイン名の登録申請を受け付け、データベースの管理やアクセス手段の整備などを行う事業者。

30 Data Free Flow with Trustの略。「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進を目指す」という、我が国が2019年1月のダボス会議及び同年6月のG20大阪サミットにおいて提唱したコンセプト。（出典：<https://www.digital.go.jp/policies/dfft/>）

31 ICANN70～74の政府諮問委員会（GAC）の会合において、総務省の提案が会合の成果文書（コミュニケ）へ記載された。

セキュリティ、プライバシー、データ保護及び知的財産権の保護に関連して生じる課題に対処するために、引き続き協力する。」と記載されている³²。

② 二国間における議論の推進

2021年（令和3年）11月17日に第12回日EU・ICT戦略ワークショップ、2022年（令和4年）2月3日に第27回日EU・ICT政策対話を実施し、日本側から、「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」等について紹介した。

また、2022年（令和4年）3月23日に第6回日独ICT政策対話を実施し、日本側から、「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」等について紹介した。

さらに、2021年（令和3年）12月、日ベトナムICT共同作業部会において、日本における海賊版対策の取組内容や発信者情報開示制度及びその制度改正内容について伝えるとともに、海賊版対策の一環として発信者特定のための同様の制度整備を提案した。同部会では、ベトナムにおける海賊版サイト運営者の身元に関する情報が情報通信当局やネットワーク技術者のコミュニティにおいてあれば、ベトナム捜査当局に共有するよう依頼した。ベトナム側からは発信者情報開示制度について詳細情報の共有がほしいとの回答があり、サイト運営者の身元に関する情報について、引き続き情報共有等の協力を進めることとなった。

2-2. 政策メニュー以外の取組に関する現状、課題等

(1) 広告に関する現状、課題等

海賊版サイトの収入源となる広告の掲出³³について、海賊版サイトの収入源を絶つための広告事業者による出稿抑制が有効ではないかと考えられることから、関係する事業者団体に対し、広告事業者団体における海賊版サイト対策の取組状況についてヒアリングを行った。

32 G7 デジタル大臣会合の開催結果（令和4年5月12日 総務省報道発表）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000813435.pdf

33 本件に関連して、海賊版サイトに広告を提供して広告料を支払っていた控訴人らの行為が同ウェブサイトにおける公衆送信権の侵害行為を共同して幫助する行為に当たり、当該行為について控訴人らには少なくとも過失があったと判断した上で、著作権法114条1項に基づく損害について判断した事例がある。（知財高判令和4年6月29日裁判所HP参照（令和4年（ネ）第10005号））

① 関係団体ヒアリング結果

関係団体ヒアリングにおける各団体の発表の概要は以下のとおり。

(i) ABJ (第6回会合)

四半期ごとに一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(以下「CODA」という。)に対して海賊版サイトのリストを提出し、広告出稿停止の取組を行っている。その結果、広告業界の業界団体に加盟するクライアントの広告は当該海賊版サイトにおいてほぼ表示されなくなったかわりに、不法行為をいとわない海外の広告事業者の広告が表示されるようになった。

(ii) 一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(JIAA)(第8回会合)

2018年(平成30年)当時、漫画村をはじめとする海賊版サイトが大きな問題となった際に明らかになった広告に関する問題は2つあった。一つ目は海賊版サイトへの広告出稿・配信の問題、二つ目は、アドフラウドの問題。これら問題の背景には、自動的・即時的な広告取引の仕組みと、多数の事業者間の連携によって広告配信経路が複雑になっているということがある。

これらの問題に対して講じてきた対応策は、以下のとおり。

(ア) 広告出稿・配信抑止の取組

2018年(平成30年)2月より、CODAが情報を集約した悪質性の高い著作権侵害サイトのリストを広告関係3団体(公益社団法人日本アドバイザーズ協会(JAA)、一般社団法人日本広告業協会(JAAA)、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会(以下「JIAA」という。))に提供し、それを基に各社が広告出稿・配信抑止の対策を実施している³⁴。さらに、2019年(令和元年)9月、各団体の関連委員会の委員で構成する海賊版サイトへの広告出稿抑制に関する合同会議を設置し、会員による提供リストの運用では解決できない団体非加盟のアウトサ

34 当初は四半期に一度のペースだったが、より早く対策を講じられるよう、現在は2か月に1度程度の頻度で更新リストの提供を受け、活用している。海賊版サイトが対策を迂回するような技術を講じていることが確認された場合には、CODAとの連携の枠組みの中で、該当する会員に個別に連絡し、即時広告を停止するような対応措置も行っている。また、同年7月から広告関係3団体とCODAとの間で四半期に一度定期協議を行い、提供リストに基づいた対策の有効性や改善策などを検討している。

イダーに対する対策を協議しており、本合同会議からアウトサイダーに対して文書による働きかけなどの対策も行っている。

CODA の定点モニタリングで確認された提供リストを活用した取組の成果については、ある海賊版サイトのモニタリングの結果では、リストの本運用から半年後（2018年（平成30年）12月時点）には会員の広告プラットフォーム経由の配信はなくなり、非会員1社のみとなった後、サイトの閲覧ができなくなっていた。また、別のリーチサイトの例では、対策の結果、直貼りのアフィリエイトが増加するという傾向が見られたため、当該リーチサイトに対し、2019年（令和元年）9月と2020年（令和2年）7月に、上記合同会議から団体非加盟のアフィリエイトの広告事業者と広告主に対して協力要請の文書を発出したところ、同年12月にサイトの閉鎖が確認された。

（イ）自主ガイドラインの策定

違法不当なサイトなどへの広告費の流出を防ぎ、広告主のブランドを守り、安全性を確保するための標準的な原則を規定し、実施すべき具体的な対策を提示する「広告掲載先の品質確保に関するガイドライン（ブランドセーフティガイドライン）」³⁵を2019年（平成31年）4月に制定した。また、広告配信における無効なトラフィックを排除し、不正な第三者への広告費の流出を防ぐための取引品質の確保に関する原則を規定し、主な類型と対策を提示する「広告トラフィックの品質確保に関するガイドライン（無効トラフィック対策ガイドライン）」³⁶を2021年（令和3年）4月に制定した。

（ウ）ガイドライン遵守に関する自主認証制度

広告関係3団体は、2021年（令和3年）3月にデジタル広告品質認証機構（以下「JICDAQ」という。）を設立し、同年4月から認証事業を開始した。無効トラフィック対策とブランドセーフティに関わる業務プロセスの認証基準に沿って適切に業務を行っている事業者を認証し公開³⁷することで、市場の信頼の向上を目指している。JICDAQではJIAAのガイドラインを基に、ブランドセーフティ認証基準と無効トラフィ

35 https://www.jiaa.org/katudo/gdl/brandsafe_gdl/

36 https://www.jiaa.org/katudo/gdl/ivt_gdl/

37 2021年（令和3年）11月1日から認証を付与された事業者を公開しており、2022年（令和4年）5月現在、89社が認証を取得している。

ック対策認証基準を定めており、認証に当たって、一般社団法人日本ABC 協会を検証・確認を行う第三者機関として、広告事業者の業務プロセスにおける品質確保について、公正かつ客観的な判断を行っている。

(エ) 広告関連の今後の課題について

海賊版サイト等への広告出稿・配信については、リーチサイト規制、運営者の有罪判決、損害賠償請求訴訟などの法的な対応や、権利者の方々の徹底した対策や啓発、ブランド毀損を避ける広告主の意識の高まり、広告事業者の技術的・人的な対策などが総合的に抑止効果を発揮している。現在、CODA から提供されるリストにある海賊版サイトの広告は海外からの配信で、かつ、オンラインカジノやアダルトなどのアンダーグラウンドな内容の広告だけになり通常の広告掲載で十分な収入を得ることが難しくなっており、一定の効果が現れている。ただし、サイト運営者が直接広告を貼っているものや非会員の海外の配信サービスを利用しているようなケースがほとんどになってきており、業界団体や会員事業者の対策だけでは限界がある。また、巧妙に対策を擦り抜けようとする悪質なサイトやアプリといたちごっこになっており、忍耐強く継続して広告抑止の対策に取り組むことが必要である。

本来は海賊版サイトの問題は、コンテンツ産業界の著作権侵害による被害の問題だが、広告業界としては市場の信頼を失う問題である。広告主のブランド毀損の問題、さらには社会的には広告が違法サイトの資金源になる問題であり、正当な媒体社や広告事業者が得るはずの広告費が海賊版サイトに流れてしまう問題でもある。海賊版サイトに対する摘発や法執行など、直接的、根本的な解決が望まれる。

(2) CDN サービスに関する現状、課題等

著作権侵害コンテンツの流通を容易にするために不正利用されるサービスについて、一定の要件下でのキャッシュの削除等、不正利用の抑制が有効ではないかと考えられることから、関係する事業者等に対し、CDN サービスにおける海賊版サイトに対する取組内容についてヒアリングを行った。

CDN 事業者へのヒアリングに先行し、本検討会第6回会合において、日本ネットワークイネイブラー株式会社から、コンテンツ配信におけるCDNの役

割についてヒアリングを行った。

① インターネット空間における CDN 一般の役割

CDN は米国を中心としたグローバルな事業者が提供する、多数のエンドユーザからのコンテンツへの大量のアクセスを処理するための仕組みで、コンテンツを多数の「キャッシュサーバ」と呼ばれるサーバに一時的にコピーし、エンドユーザからのアクセスを分散しているものである。

CDN の利用により、大量のアクセスへの対応やコンテンツ配信の効率向上、応答時間の短縮（低遅延）、可用性の強化、オリジンサーバやバックボーンへの負荷の低減、オリジンサーバの隠蔽、コンテンツの利用を不可にする DDoS 攻撃の被害効果を低減するなどの効果が見込まれている。

CDN の特徴としては、①取り扱うデータの単位がファイル単位であること、②コンテンツを一定期間保持していること、③エンドユーザからのアクセス先が CDN 事業者のキャッシュサーバ（通信のエンドポイント）となることが挙げられる。

本来であれば、CDN はコンテンツ所有者・エンドユーザ・ISP のそれぞれにメリットがあるサービスであり、CDN なしには現在のインターネットは成り立たない。一方、悪性コンテンツの配信に CDN を利用されるとその影響力は甚大になり、悪性コンテンツの配信にあたって、CDN は被害を数千倍に拡大する能力を有しているとの指摘があった³⁸。

② 海賊版サイトにおける CDN サービスの利用状況

海賊版対策に関わっている有識者から、CDN サービスの海賊版サイトに対する寄与及び CDN における海賊版サイトに対するアクションの現状と課題についてヒアリングを行った。

海賊版サイトが CDN を利用するメリットは、①オリジンサーバが送信するデータ量を減らすことができること、②閲覧者のアクセス速度を速くすることができること、③オリジンサーバの IP アドレスを外から見えなくすることができることの3つがあり、これらのメリットから、海賊版サイトの運営者は、コスト削減等の効果を得て海賊版サイトの運営を可能にし

³⁸ 一方で、CDN 事業者のキャッシュサーバから悪性コンテンツを削除しても、当該コンテンツをインターネット空間から除去することにはならないとの指摘がある。

ている³⁹との指摘があった。さらに、2021年（令和3年）12月の月間アクセス数トップ10のうち9サイトがCloudflare, Inc.（以下「クラウドフレア」という。）のCDNサービスを利用している⁴⁰が、それは、クラウドフレアのCDNサービスが大規模、無料サービスが充実、本人確認が緩い、事後対応が緩いという4つの特徴により、海賊版サイトにとって非常に使い勝手が良いものとなっているのではないかと指摘があった^{41,42}。

また、クラウドフレアで用意された唯一の公式窓口である Abuse Report に所定の情報を入力すると、比較的早期に（通常一両日中）に、ホスティングプロバイダの事業者名や国名、連絡先メールアドレスがメールで届くが、その内容が不十分かつ不正確であり、また、それ以上の対応としてキャッシュ削除やサービス停止などの対応をとらないことが問題点であるとして指摘があった。さらに、2019年（令和元年）6月に、4つの出版社⁴³とクラウドフレアとの間で、クラウドフレアのサーバに記録されているキャッシュを削除するスキーム⁴⁴が合意されたが、本スキーム発動の事前

39 試算によると、アクセス数1位の海賊版サイトについて、CDNを使用しない場合、1か月のデータ転送量は15,862TBで、このデータ転送量のサーバをAmazon AWSに置くと、サーバ料金は簡易見積もりツールによる試算で1億5700万円/月となり、非現実的な金額となることであった。一方、同条件でCDNを使用する場合でかつ、キャッシュヒット率99%の場合、1ヶ月のデータ転送量は158.6TBで、166万円/月となり、現実的な金額になるとのことであった。（本検討会第6回会合 資料4「CDNサービスのマンガ海賊版サイトに対する寄与」）一方で、クラウドフレアからは、意見募集手続時に補足として、この推定された月間転送量である158.6TBについて、2021年12月における漫画の海賊版サイト上位10位のリストのうちクラウドフレアのサービスを利用していたサイトの月平均実トラフィックは、この0.5%未満であったとの指摘があった。

40 クラウドフレアからは、意見募集手続時に補足として、2021年12月における漫画の海賊版サイト上位10位のリストに含まれるドメインのうち6ドメインは、2021年12月の時点で、クラウドフレアのサービスを利用していないとの指摘があった。

41 本検討会第6回会合 資料4「CDNサービスのマンガ海賊版サイトに対する寄与」

42 本検討会第6回会合において、上沼構成員から「問題の10サイトのうち9サイトが特定のCDN事業者であることを考慮すると、CDNの運用一般を改善する必要があるのではなく、特定のCDN事業者の問題があるということではないかと思われる。例えば、身元確認を厳密に行わないなどの対応は、違法な商売をしようとする人たちを集めているという評価も可能ではないかと思う。（中略）なお、特定のCDN事業者に関して言えば、著作権侵害だけではなく、誹謗中傷等についても同じような対応をしており、問合せをしてもJPNICのアドレスを返してくるということを知っている、全般にそういう対応をしている」との指摘があった。一方で、クラウドフレアからは、意見募集手続時に補足として、著作権侵害の申立てに対して、ホスティングサービスプロバイダの身元情報を回答するとともに、当該ホスティングサービスプロバイダに対して、申立ての内容と当該コンテンツに関連するオリジンサーバのIPアドレス情報を通知しているとの指摘があった。さらに、同社からは、同社では「信頼できる報告者プログラム（Trusted Reporter Program）」を策定し、機密性が高いオリジンサーバのIPアドレス情報を当該情報の開示を受ける必要性が明らかに認められる組織に対して提供しているとの指摘があった。

43 KADOKAWA、講談社、集英社、小学館の4社
(<https://shuppankoho.jp/doc/20200220.pdf>)

44 出版社が指摘した海賊版サイトにおいて、著作権侵害が行われていると東京地方裁判

措置として、ホスティング事業者への警告と裁判所での仮処分決定が必要なたためドメインホッピングに対して無力であるといった問題点があり、出版社から本スキームの改善をクラウドフレアに要求しているが、改善が見られないといった指摘もあった⁴⁵。

③ CDN 事業者ヒアリング結果

CDN 事業者ヒアリングにおける各社の発表の概要は以下のとおり。

(i) Akamai Technologies, Inc. (第7回会合)

Akamai Technologies, Inc. (以下「アカマイ」という。)のプラットフォームを利用する際、知的財産権侵害があった場合にそのユーザのサイトを同社のネットワークから削除することができることを記載した利用規定を用意している。また、アカマイがユーザと契約する際に、必ずその会社が正規かつ合法的な企業体であるということを確認している。

また、違法なサイトや正規でないコンテンツをユーザが削除しない場合、そのサイトやコンテンツを同社のネットワークから削除している。そのプロセスは、削除申請がなされたコンテンツを当社のネットワークから削除した後、そのコンテンツを保有するユーザに削除通知を出し、削除申請が正当なものかどうかの調査を行う。そして、削除申請が妥当ではないと判断したときには、削除したコンテンツを復元する。ユーザの権利とコンテンツの権利者の2つの権利をうまくバランスを取って守らなければならないため、このプロセスがベストな方法である。

— (ii) Cloudflare, Inc. (第7回会合)⁴⁶

~~Cloudflare, Inc. (以下、「クラウドフレア」という)~~は、サイバー攻撃から身を守ることを支援するツールは、資金力のある大企業だけでなく、規模の大小にかかわらず誰にでも利用可能であるべきだという信念・哲学を有している。そのような理由から、クラウドフレアは、無料のサービスと低価格のサービスを提供している。これらのサービスを終了してもコン

所が判断した場合には、クラウドフレアは、日本国内にあるクラウドフレアのサーバへのキャッシュを中止することを内容とする合意。

45 本検討会第6回会合 資料5—「海賊版サイトに対するアクションの現状と課題 (CDN と検索エンジン)」

46 クラウドフレアのヒアリングについては、当日の発言内容及び質疑応答は非公開。

コンテンツをインターネットから除去することにはならない。単にウェブサイトがサイバー攻撃を受けやすくなるだけである。

著作権者を支援するため、苦情申立プロセスを権利者にとって簡単で効率的なものにするツールを開発して提供するほか、権利者の権利侵害申立てが、当該コンテンツを削除できる者に転送されるようにしている。

プライバシーはクラウドフレアのコアバリューである。ユーザの個人情報
はそれを収集した目的でのみ使用し、ユーザの個人情報を第三者へ提供
する際は、事前に適正な法的手続を経ることを求めている。サービス可用
性に関して措置を求める要求は、反論する機会が提供される独立した法的
手続を通じて審理・判断されることが最善である。

また、日本の出版社が速やかにキャッシュの停止を実現できるよう、独自の紛争解決の枠組みを構築しているほか、総務省や日本の権利者と対話を継続している。

④ CDN 事業者の利用規約における対応の比較

クラウドフレア、アカマイ及び Amazon Web Services, Inc. (以下「AWS」という。)の提供する CDN サービスについて、各社における利用規約における対応等を各社の HP で公開されている情報等をもとに比較を行った。

各社において、それぞれ利用規約に著作権侵害を禁止する旨及び利用規約違反があった場合の対応に関する記載がある⁴⁷。また、各社ともに、違反申告の受付態勢を備えている。

一方、アカマイ及び AWS では、利用開始時において本人確認手続がとられているが、クラウドフレアは無料サービスの場合、メールアドレスのみで利用可能となっているところに違いがある。

47 クラウドフレアにおいては、利用規約違反があった場合の対応について、利用規約上クラウドフレアは「ユーザーアカウントの停止または終了」や「アクセスの一時停止もしくは終了」の権利を有するが、いつどのように当該権利を行使するかは個別の事案ごとに判断している。

CDN 事業者の利用規約における対応の比較

	クラウドフレア	アカマイ	AWS
CDNサービスの 利用料金	無料 有償オプションはセキュリティ等の追加サービス	非公開	従量制料金 1TB以上有料 (1TBまでのデータ転送は無料)
利用開始時の 本人確認手続の 有無	×	○	○
	無料サービスの場合、メールアドレスのみで利用可能	氏名、メールアドレス、会社名、電話番号等が必須	AWSアカウント作成において、氏名、住所、電話番号、クレジットカード情報の入力及びSMS認証が必須
利用規約における著作権侵害を禁止する旨の記載の有無	○ Cloudflare Self-Serve Subscription Agreement https://www.cloudflare.com/terms/	○ 利用規定 https://www.akamai.com/ja/legal/privacy-and-policies/acceptable-use-policy	○ AWS利用規約 https://aws.amazon.com/jp/aup/
利用規約違反があった場合の対応に関する記載	・ユーザーアカウントの停止または終了 ・アクセスの一時停止もしくは終了 ※ 利用規約上クラウドフレアは上記の権利を有するが、いつどのように当該権利を行使するかは個別の事案ごとに判断。	・当該コンテンツへのアクセスをブロック ・影響を受けた同社のサービスを一時停止または終了 ・適切と判断するその他のあらゆる措置を取る場合がある。	・コンテンツのリソースの削除 ・アクセス無効化
違反申告受付態勢	○ 通報フォームにより報告可能	○ オンラインフォームにより報告可能	○ 「Amazon AWS 不正使用レポートフォーム」により報告可能。

各社のHPで公開されている情報をもとに事務局において作成し、各社において確認、追記。

(3) 検索サービスに関する現状、課題等

海賊版サイトへのアクセスの足がかりになる検索サイトにおける検索結果の表示について、検索業者による一定の要件下での削除等の対応が有効ではないかと考えられる⁴⁸ことから、関係する事業者に対し、検索サービスにおける海賊版サイトに対する取組内容についてヒアリングを行った。また、検索サービス事業者へのヒアリングに先行し、海賊版対策に関わっている有識者から、検索エンジンに対する権利者の取組等についてヒアリングを行った。

48 検索結果からの自主的な海賊版サイトの非表示の取組について、「自主的対応はこの課題の解決にあたって有効であるとともに、検索事業者が権利侵害情報を検索結果として表示する行為が、検索事業者自身の責任につながる場合がある（平成 29 年最高裁決定）ことから、自主的対応は検索事業者自身のリスクヘッジとして有効であると考えられる。」との指摘がある。検索事業者による検索結果からの削除に関する裁判上の求めについて、本検討会第 6 回会合において、森構成員から「検索結果の表示も、違法情報を検索結果として表示することについては様々な変遷があったが、最終的にはプライバシー侵害のケースについて、平成 29 年の最高裁決定が出ている。「明らか」基準で判断するというので、それが著作権侵害にそのまま使えるかどうかは分からないが、一定程度、近い枠組みで判断される可能性はあると思うため、法的責任を迫及していくきっかけとなり得るのではないかとと思われる。（中略）どこまで違法情報を検索結果として表示することが、どういう基準で違法となるのかというのは、誹謗中傷やプライバシー侵害との関係でも様々な考え方があり、最終的にはスニペットとは関係なく、検索結果として表示するウェブサイトが違法なら検索結果の表示も違法ということがあり得る。検索事業者側での基準が裁判所の採用する基準と同じであるという保証は全くない」との指摘があった。

① 海賊版サイトへの検索サイトからの流入状況

海賊版サイトの規模によって検索からの流入割合は変化するが、ミラーサイト⁴⁹のような関係にあるサイトで比較すると、月間アクセス数が1億回前後の大手海賊版サイトの検索からの流入が10%を切るのに対し、月間アクセス数が300万回前後の成長途上の海賊版サイトでは、検索からの流入が約25%にのぼるため、多くのリピーターを抱えると検索からの流入の割合は減るが、成長段階では検索エンジンが大きく寄与しているとの指摘があった⁵⁰。また、特定の出版社1社だけで、GoogleとBingに対してそれぞれ月間5万件の削除申請を行っているが、削除申請の対象がドメイン単位ではなく、URL単位のため削除対象のURLが膨大であること、URLを再設定することで容易に潜脱可能であること、カテゴリページなどの違法コンテンツが掲載されていないページは削除できないなどの問題点があり、一部でもページが残るとそこから海賊版サイトに流入可能であり問題であるといった指摘もあった。そのほか、検索結果から削除されると、検索結果の末尾に「権利者からの申立てに基づいて削除された」旨表示されるため、当該箇所をクリックして、メールアドレスを入力すると、削除されたURLなどの情報が掲載されたページへのリンクが送られ、当該サイトにアクセス可能といった問題も指摘されている。さらに、Googleにおいて大量の削除申請を受けたウェブサイトについては、ドメイン単位で、検索結果の表示抑制をする仕組みを用意しているが、その要件が明らかにされていないことや、その効果が限定的であるという指摘があった⁵¹。

② 検索事業者ヒアリング結果

検索事業者ヒアリングにおける各社の発表の概要は以下のとおり。

(i) ヤフー株式会社（第7回会合、第8回会合）

49 あるサイトの一部又は全部の内容を複製し、当該サイトの運営者（運営グループ）と同一又は同一と目される運営者や（運営グループ）が、異なるドメインを用いて運営するサイト

50 既に大きく成長しているサイトはリピーターも多く、検索エンジンからの流入割合は総体相対的に減っていると思われるが、1億アクセスの5%~10%弱というだけでも大変な数のため、その段階でもなお成長に寄与していると言えるといった指摘もあった。

51 本検討会第6回会合 資料5—「海賊版サイトに対するアクションの現状と課題（CDNと検索エンジン）」

漫画海賊版対策⁵²の一環として、法律専門家を委員とする検索有識者会議を開催し、検索結果で著作権侵害が疑われる場合の非表示基準を検討。その検討結果をまとめた報告書を2022年（令和4年）3月14日に公表⁵³した。その報告書で示された基準に即する形で、主要な海賊版サイトの3つに関し、ドメイン単位で措置を実施している。

ドメイン単位で非表示措置をすることによって権利侵害情報が掲載されていないページを巻き込んで削除してしまうというリスクがあるため、原則としてURL単位での非表示措置を講じている。しかし、一定の基準をもって例外的にドメイン単位での非表示措置も検討している⁵⁴。

非表示基準の枠組みについては、検索結果の表示内容自体に権利侵害情報が掲載されている場合には、検索結果の表示内容自体から権利侵害があることが明白であれば非表示措置を講じることとしている。また、検索結果に権利侵害サイトへのリンクが掲載されている場合（検索結果の表示内容自体には権利侵害情報が掲載されていない場合）には、原則として元ページに対して削除を求める仮処分が取得できている場合など、補充性を満たしている場合には検索結果を非表示とする。ただし、例外的に補充性を満たさない場合であっても、権利侵害がリンク先ページの表示自体から明白で、かつ、権利侵害に重大性または非表示とする緊急性もしくは悪質性が認められる場合には検索結果を非表示とする。

当該サイトのアクセス数や権利侵害コンテンツの掲載量、加速的なアクセス数の増加率、検索サービスから当該サイトへの流入数等を総合的に考慮して重大性・緊急性（悪質性）を判断することとしている。

また、本検討会第8回会合において、第7回会合以降の動きとして、（ア）新たな類型の海賊版サイトへの対応、（イ）非表示措置申告スキームの検討について以下のとおり追加の情報提供があった。

（ア）新たな類型の海賊版サイトへの対応

52 検索結果からの非表示の取組のほか、STOP!海賊版キャンペーンに連動して、海賊版サイトへのアクセスに関するクエリに対して、注意喚起を促すバナーを掲載する取組を実施している。

53 <https://about.yahoo.co.jp/common/expertcommittee/>

54 ヤフー株式会社からは、意見募集手続時の補足として、その後、「非常に多数の権利侵害情報が掲載されたページが存在する、非常に高い頻度で新しいページが作成される、違法情報が掲載されないページがほぼ存在しないと推定されるなどの極めて例外的な場合」にドメイン単位で非表示措置の講じる運用を開始したとの指摘があった。

海賊版サイトの度重なるドメインホッピングや、新たに登場した急進的なアクセス数の伸びのある海賊版サイトについて、検索有識者の意見をいただきつつ基準を策定し、基準を充足したサイトについて削除を行っている。

(イ) 非表示措置申告スキームの検討

慎重・確実でありつつも、より円滑な非表示措置対応を実現するため、必要な資料や情報・申告テンプレートの提示、専用の連絡窓口の開設などを行い、権利者向けに説明会を行った。

(ii) Google LLC (第7回会合、第8回会合)

著作権法を含む現地の法律の遵守やサイト所有者の要求など、限られた状況においてのみ、検索結果からコンテンツを削除している。例えば、Google 以外に対してウェブサイト全体を閉鎖またはブロックすべきであると裁判所が決定した場合、通常その要求に自発的に応じ、裁判所の命令を実現するために、その法域の検索結果からそのサイトを削除している。例えば日本の ISP に対してドメイン運営者が少なくとも出頭する機会を得た訴訟において、特定のドメインをブロックするよう ISP に命じる裁判所の命令があった場合、ウェブフォームを通じて裁判所の命令を受け取り次第、日本の検索結果からそのドメインを削除し、その命令を実現することを行っている。

著作権者が Google のほぼ全てのサービスに対して削除通知を提出するために使用できるオンラインのウェブフォームを開発。また、適切な通知を提出しているとの実績が実証されており、かつ毎日数千ページ分の削除リクエストを継続的に提出する必要がある著作権保有者を対象としたソリューション (Trusted Copyright Removal Program) を提供し、提出プロセスをさらに合理化。これにより、著作権保有者や執行代理人は大量の削除リクエストを継続的に提出することができる。

Google 検索は毎年多数のウェブページの削除通知を処理しているが、インデックスに登録されていないウェブページの通知も受けているため、その大部分は Google 検索の結果に表示されることがない。それでも Google はそのウェブページが検索結果に表示されないように積極的にブロックしている。

著作権保有者からの通知を受け検索結果からページを削除することに加えて、一定のサイトに関して受け取る著作権侵害による削除通知の有効件数を、検索結果のランキングを考慮する際の数百ものシグナルの内の1つに織り込んでいる。その結果、Googleが有効な著作権侵害による削除通知を大量に受け取っているサイトに関しては、検索結果の下位に表示されるようになる（降格シグナル）。

また、本検討会第8回会合において、Google LLCから出版権利者との個別の検討状況について、以下のとおり報告があった。

- ・ サイトのドメイン単位での検索からの削除に向けて、実証的な実施を行うことについて当事者間において合意⁵⁵。
- ・ この枠組みの中で、後継サイトや新興サイトへの対応についても議論中。
- ・ 実施の詳細と実効性についてはまだ課題が残っており、引き続き議論が必要。
- ・ 両者にとって実効性のある枠組み構築にむけて、可能な限りご協力させて頂く所存。
- ・ 個別URLの削除については、既存のスキームであるDMCA⁵⁶通知による削除申請について、継続してご協力を賜りたい。

（4）その他の論点

① 正規版の流通促進

本検討会第5回会合において、日本漫画家協会から、海外ユーザに関して、無料で、日本と同時に多言語で最新話を公開するような取組をある出版社では行っており、わざわざ海賊版で読む必要性が無くなることから、こういった正規版デジタルコンテンツの流通促進が海賊版対策にとって重要ではないかという指摘があった。

② サイトブロッキング

本検討会第5回会合において、日本漫画家協会から、ストリーミングサイトに関しては有効な対策がないため、どうしてもサイトブロッキングと

55 合意内容の詳細については非公表。

56 米国のデジタル・ミレニアム著作権法。

考えたくなるが、日本漫画家協会では、通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があり、国民の生活に直接影響するサイトブロッキングに対して、これを漫画家の権利を守るためという理由で導入することに大きな違和感を抱いている、ブロッキングは諸刃の剣になりかねないと危惧していると発表があった。

3. 今後の取組の方向性

出版権利者、民間事業者、事業者団体などの取組により、特にアクセスを集めていた海賊版サイトが一部閉鎖するなど、海賊版サイトへのアクセス抑止に一定の成果が見られる。しかし、その一方で、後継サイトや模倣サイトが引き続き多数存在しており、大量のアクセスを集める海賊版サイトが再度登場し隆盛するおそれがある。

海賊版サイトへのアクセスを一層効果的に抑制するに当たっては、海賊版サイトによる著作権侵害について、海賊版サイト運営の目的や用いる手段、コンテンツ流通の経路などを含めた、海賊版サイトの運営に関するエコシステム全体に関する多角的な分析・検討が重要である。[また、それらの取組の中で、各事業者における取組をベストプラクティスとして共有することが有用である。](#)

また、今後、本検討会において海賊版サイトの被害状況及び後述の海賊版サイト対策の取組の進捗状況について定期的にフォローアップを行い、各主体の海賊版サイト対策の取組の効果検証を行うことが必要である。

なお、海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定や[プライバシー、透明性及びデュープロセスといった原則の遵守](#)に留意して進める必要がある。

3-1. 政策メニューに関する今後の取組の方向性

総務省は、引き続き、海賊版サイトへのアクセスの抑止を図るため、後述のとおり、政策メニューに記載された業界をまたぐ関係者間の協議や普及啓発の取組、端末側での警告表示の取組等を継続・改善する必要がある。

(1) ユーザに対する情報モラル及び ICT リテラシーの向上のための啓発活動

ユーザが海賊版サイトにアクセスすることが著作権侵害や、ひいては文化の破壊につながりかねないことを踏まえ、より多くのユーザが海賊版サイトにアクセスすることを思いとどまるよう、総務省は、関係省庁や関係団体と連携して、普及啓発を継続する必要がある。その際、例えば違法にアップロードされたサイトを閲覧することが犯罪行為の助長や作家の収益を奪うことにつながるということなども併せて周知することが有効である。

また、特定サイトのアクセスを防止するだけでなく、著作権侵害を行う海賊版サイト全体へのアクセスを思いとどまらせる観点からの普及啓発が必

要である。

(2) セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止方策の促進

主にライトユーザがアクセスしようとするサイトが海賊版サイトであると自覚せずにアクセスすることを防ぐ観点から、引き続き、関係者によるリスト作成・共有とセキュリティ対策ソフトによる警告表示の取組を行うことが必要である。

また、より多くのユーザが海賊版サイトへのアクセスを思いとどまるようにするため、総務省は、関係事業者と連携して、アクセス抑止機能が未導入のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入を促進していくことが重要であり、その際、例えば、有料のセキュリティ対策ソフト事業者への働きかけに加え、無料のセキュリティ対策ソフト事業者への同機能の導入に向けた働きかけを行うことが求められる。

上述の働きかけを行うにあたって、セキュリティ対策ソフトによる海賊版サイトへのアクセス時の警告に関するユーザの受容度に関する意識調査や、警告表示が、ユーザが海賊版サイトへのアクセスを思いとどまるのに貢献した程度などについて、引き続き効果検証を行う必要がある。

(3) 発信者情報開示に関する取組

権利侵害を行った者に対する発信者情報開示請求の簡易化・迅速化を図る改正プロバイダ責任制限法について、特に海外事業者に対する請求を迅速化する観点から、総務省は、関係省庁や関係団体、関係事業者と連携して、2022年（令和4年）10月1日の施行に向け、関係機関との連携や周知などを行うことが必要である。

(4) 海賊版対策に向けた国際連携の推進

海賊版サイト運営者は、既存の海賊版サイトを削除し新たなドメイン名を取得してサイトを移転するドメインホッピングを行うことで、検索非表示などを逃れ、運営を続けている。このようなドメインの不正利用への方策を検討していくため、総務省は、関係省庁や関係団体、関係事業者と連携して、国際的な場（ICANN等）への働きかけを継続して行う必要がある。

国際的な場（ICANN等）における議論の推進に際しては、インターネット空間への国家による過度な介入とならないよう留意しながら、海賊版サイト

を巡る問題について、特定のサイトの運営者がドメインホッピングなどを行い、インターネット資源を悪用していることや、特定のサイトの運営者の登録情報をレジストラが正確に把握することの必要性について、積極的に情報を発信し、認識の共有を図り、ICANNで行われているドメインの不正利用への対策に関する議論⁵⁷を通じ、実効的な対策に向けた対応を促していくことが重要である⁵⁸。

海賊版サイトの多くが国外にサーバが設置されていると目される事実を踏まえ、摘発に向けた協力や海賊版サイトの運営の防止に向けた関係プロバイダ間の協力を促す観点から、総務省は、関係省庁や関係団体、関係事業者と連携して、引き続き二国間協議や IGF 等のマルチの国際会合の場などを促して協議を行うことが必要である。

3-2. 政策メニュー以外の取組に関する今後の取組の方向性

また、上記政策メニューの取組に加え、新たな海賊版サイトや後継の海賊版サイトの登場や隆盛を防止する観点からも、検索結果を通じた新興海賊版サイトへの流入の防止、CDN サービスによる海賊版サイトの設備投資の軽減と急成長への寄与の防止、ドメインなどのインターネット資源が海賊版サイトに悪用されることの防止など、海賊版サイトの運営に関連するエコシステム全体へのアプローチを強化することが求められる。

そのためにも、海賊版サイト対策に関わる権利者や検索事業者、CDN 事業者をはじめとする民間事業者は業界を超えた協議を継続するとともに、総務省は、内閣府知的財産戦略推進事務局や文化庁等の政府全体と連携して、外国政府や国際機関、国際的な場（ICANN、IGF 等）などのマルチステークホルダーによる協議や働きかけの強化、また、それらへの支援を通じて、実効的な取組を推進する必要がある。

57 ICANN74 会合（2022年6月）においては、「DNS Abuse Mitigation」のセッションにおいて、ICANN とレジストラの契約の在り方等について問題提起がなされている。ICANN74 GAC 会合（2022年（令和4年）6月）においては、「DNS Abuse」に関する議論が行われ、ICANN とレジストラの契約の在り方等について問題提起がなされている。https://gac.icann.org/presentations/ICANN74 - DNS Abuse Mitigation.pdf

58 本検討会第8回会合において、上沼構成員から「gTLD ができたとき、商標権侵害の対策で、ユニフォームラピッドサスペンションという手続が導入されて、レジストラ間の移転を防ぐ手続が導入されています。本件は、ドメインそのものが権利侵害になっているのと違うケースなので、この手続がそのまま応用できるかは分かりませんが、技術的にはそれができる、要するにレジストラホッピングを防ぐ技術的な基盤はあるのかと思いますので、ICANN 等でお話をされているということなので、そちらの制度を参考にするという手もあるのかと思います。」との指摘があった。

(1) 広告に関する今後の取組の方向性

海賊版サイトの収益源となる広告について、海賊版サイトの運営目的を失わせる観点から、引き続き、リスト作成と、業界団体を通じたリストの共有、広告出稿・配信の停止の取組を行うことが重要である。

上記に加え、総務省は、関係省庁や関係団体、関係事業者と連携して、海賊版サイトに現在も表示され続けている、いわゆるアングラな広告について、海外の出稿事業者への働きかけなどの必要な取組を検討するために、実態把握を行う必要がある。

(2) CDN サービスに関する今後の取組の方向性

CDN サービス自体はインターネットの安定的な運用に不可欠であるが、海賊版サイトへの集中的なアクセスを可能にする CDN サービスについて、巨大海賊版サイト閉鎖後の後継サイトや新興サイトが、設備投資を経ずに急速に成長することを可能にしているという指摘がある。

海賊版サイトの運営を困難にさせる観点から、総務省は、関係省庁や関係団体と連携して、利用規約などにおける著作権侵害目的での利用の禁止、サービスの利用目的の確認といった事前の対応、利用規約違反が明らかになった場合の利用規約等に基づくキャッシュの削除やサービス停止などの仕組みの確実な実施など事後の対応といった、CDN サービス事業者による自社サービスが著作権侵害サイトに悪用されることを防止するための取組が着実に図られるように促すことが必要⁵⁹である。

例えば、海賊版サイトのうち 2021 年（令和 3 年）12 月の月間アクセス数トップ 10 のうち 9 サイトがクラウドフレアのサービスを利用しているという指摘がある。一方で、クラウドフレアは、同期間の月間アクセス数トップ 10 サイトのうち 6 サイトは自社のサービスを利用していないと指摘する。

総務省は、実態を踏まえた上で、関係省庁や関係団体と連携して、同社に

59 本検討会第 8 回会合において、田村構成員から「現状に鑑みると、もしかすると、そもそもクラウドフレアさん自体が著作権法の制限規定の恩恵を享受できない状態になっている可能性も否定できないと思います。どういうことかということ、著作権法には 47 条の 4 第 1 項の柱書きのただし書に、簡単に言うと著作権者の利益を不当に害する場合には、この免責規定を受けられないという条文が入っており、その段階に達している可能性もあるのです。もちろん解釈の余地もありますし、また現状をはっきり分かっているわけではありませんから断定はできません。ただ、もしクラウドフレアさんのような周辺事業者が効率的に著作権侵害に悪用されることを防止する措置を取れるにかかわらず取っていない場合には、47 条の 4 第 1 項の柱書きのただし書によって、むしろ著作権侵害の責任を免れないということも踏まえて対策を取るなど、対応を促す以上に何か踏み込んでいいような気もしております。」との指摘があった。

対し、自らの提供するサービスが海賊版サイトに悪用されることが明らかになった場合のキャッシュの削除やアカウント停止の仕組み、権利侵害を行った者に関する適切な情報開示といった、[同社が利用規約等に定めている](#)対応を促す必要がある。

また、同社は、海賊版サイトによる不正利用への対応が不十分であるという指摘を踏まえ、利用規約に基づく対応が適切に行われているか、例えば、権利者や第三者からの削除要請等の違反申告受付態勢、運用とその結果について、適切な説明を行う必要がある。

ただし、CDN サービスの海賊版サイトへの悪用防止を促すに当たっては、通信の秘密の保護や検閲の禁止の規定や、[プライバシー、透明性及びデュープロセスの確保といった原則の遵守](#)に留意して進める必要がある。

(3) 検索サービスに関する今後の取組の方向性

海賊版サイトへの検索サービスからの流入について、特に新興の海賊版サイトが検索サービスから流入しやすいことを踏まえ、これを抑止する観点から、検索事業者及び出版権利者は、両者間の協議などにより事前に定められた手続きに従って海賊版サイトの検索結果から非表示にする取組を継続・改善する必要がある。

また、両者間の検索結果からの非表示に関する協議を継続するとともに、一定の条件を満たす場合の海賊版サイトのドメインごと検索結果から削除する取組について、特に、特定の海賊版サイトがドメインホッピングをした結果設立される後継サイトや新興サイトへの対応が十分機能しているか、[総務省は、ドメインごとの非表示措置が有効に機能しているか等について、検索事業者や関係者からのヒアリングを通じて効果検証を継続的に行うことが重要である。](#)

ただし、検索サービスが有する情報流通の基盤としての側面⁶⁰や、表現の自由の保護、検閲の禁止の規定や[透明性及びデュープロセスの確保といった原則の遵守](#)に留意して進める必要がある。

60 具体的には、検索サービスが、①今日のインターネット利用においてサイト・ページ訪問の起点であるという側面、②インターネット上に存在するページを機械的にあまねく収集してデータベース化しているということ、③各サイト運営者、各ページの投稿者と間接的な関係でしかなく、表現者の主張への配慮が必ずしも図られていないこと、といった事情から、検索結果の非表示に関しては中立かつ公正な基準に基づき、慎重に判断をする必要があるとの指摘がある。

(4) その他の論点に関する今後の取組の方向性

ユーザが海賊版サイトにアクセスするインセンティブを失わせる観点や、海賊版サイトのユーザは潜在的な正規版のユーザであるという観点からも、出版権利者は業界全体として、正規版の流通について一層促すことが有用である⁶¹。

海賊版サイト対策の取組を行うに当たっては、サイトブロッキング⁶²は通信の秘密や表現の自由を脅かす可能性があるという指摘を踏まえ、引き続き、表現の自由や通信の秘密の保護、検閲の禁止の規定に十分留意する必要がある。

61 本検討会第8回会合において、長田構成員から「そのサイトが海賊版サイトなのか、正規サイトなのかと、ABJのマークをつけていただいているわけですが、それがどうしてもサイトの下の方に行かないとマークが出てこないというのは残念だと思っております。サイトを開けた瞬間にABJマークが目に入るような形で、正規版のサイトをもっと売り出していくというか、当然分かるでしょうと思いのなるかもしれませんが、そのくらいにABJのマークがもっと有名になっていくことが大切かとは思っています。」との指摘があった。

62 「インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニュー（更新版）（2021年4月）」において、サイトブロッキングは「他の取組の効果や被害状況等を見ながら検討」するものと位置づけられている。

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」
構成員名簿

(敬称略)

(座長代理)	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	うえぬま し の 上沼 紫野	虎ノ門南法律事務所 弁護士
(座長)	そが べまさひろ 曾我部真裕	京都大学大学院 法学研究科 教授
	たむら よしゆき 田村 善之	東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
	ながた み き 長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士

(オブザーバー)

- (一社) テレコムサービス協会
- (一社) 電気通信事業者協会
- (一社) 日本インターネットプロバイダー協会
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- (一社) ABJ
- (公社) 日本漫画家協会
- 内閣府知的財産戦略推進事務局
- 文化庁

「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会」
開催状況

	開催日程	議題
第5回	2021年（令和3年） 11月29日	（1） 総務省の政策メニューに関する進捗状況について （2） 関係団体ヒアリング （（一社）ABJ、（一社）セーファーインターネット協会、（公社）日本漫画家協会）
第6回	2022年（令和4年） 1月24日	（1） 関係者ヒアリング （（一社）ABJ、中島弁護士、JPNE 石田氏、丸田弁護士、平井弁護士）
第7回	2022年（令和4年） 3月16日	（1） アクセス抑止方策の効果検証結果について （2） 関係者ヒアリング（ヤフー、Google LLC、Akamai Technologies, Inc.、Cloudflare, Inc.※） ※ Cloudflare, Inc. の発言内容及び質疑応答は非公開。
第8回	2022年（令和4年） 5月31日	（1） 事業者ヒアリング（Google LLC） （2） 事業者団体ヒアリング（（一社）JIAA、（一社）ABJ） （3） 事務局説明
第9回	2022年（令和4年） 7月13日	（1） 現状とりまとめ（案）について